



## Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email：[info@sr-yell.com](mailto:info@sr-yell.com) URL：<http://www.sr-yell.com>

Facebook：<https://www.facebook.com/yell1354>



- 代表より ●今月のエール ●未来創造塾マイナンバーセミナーのご案内 ●マイナンバー対応 ●法改正情報 ●9月の保険料改定 ●ストレスチェック ●最低賃金 ●セミナー報告 ●スタッフコラム

鎌倉です。皆さま 夏はいかがお過ごしでしたか？

さて、小1・小4の子供たちの夏休みを通じて、世の中の変化について感じたことをご紹介します。

小学校からの連絡は今、メールで配信されます。例えば、夏休みの水泳教室。「水温が低いから中止」などのお知らせが届くので助かります。夏休みの学童保育はいつもより混んでいます。こちらは、何時何分に着いて、いつ帰ったかの連絡がメールに自動的に届きます。パスモも改札通過を知らせるサービスがありますが、道草ばかりしていた自分の小学生時代とは違い、今は便利だけど、管理下にある世の中ですね。（企業の労務管理もこの流れはある）

共働き家庭にとって、長い夏休みをどう過ごすかは頭の痛い問題です。今はお助けサービスもいろいろありますが、夏の長期子供合宿は、インターネットで5月頃からキャンセル待ちになるものもあるようです。我が家は1週間、子供たちだけのキャンプに参加させましたが、荷物宅配サービスや、合宿の状況のブログ配信や帰着情報のタイムリーな配信、写真やアルバムのネット販売など、こうした今の親のニーズに合わせたサービスに、時代を感じます。

それから、我家に姪っ子たちが泊りにきて驚いたこと…小学生も携帯をもっている子は増えているのですが、知りたいことは器用に Siri やグーグル音声検索で調べるのです。ピアノの楽譜を使わずに、弾きたい曲名をスマートフォンに伝えて、指の運びを見ながら、好きな曲を器用に弾いている子供たちの姿にびっくりでした。

そういえば、最近「小学校1年生から学べるプログラミング」の広告も見かけるようになりました。すごい！

こんなこともありました。学習用タブレット端末で、子供に漢字を教えようとしたら、私の書き順が違くとタブレットに指摘され、失点。「大人が小学生の漢字を間違えてる！」と子供は大喜びです。昔は、書き順は採点されなかったのに（笑）

学校に行き、定期的にヘチマの観察をする宿題。（これは昔と同じ宿題ですが）「ヘチマをスマホで撮って、観察すればいい！」と息子。全然観察になりませんが、そういう発想をするのですね。

最後に残ったのが、環境日記の宿題です。課題の説明文に、「詳細は下記のアドレスから過去の事例を参考にして下さい」と記載されていました……。検索して、マネッコすれば早いと勘違いしているわが子です。

私自身日頃、子供と向き合う時間が少ないこともあり、気づきも反省も多い夏でしたが、労働環境の激変も、価値観の多様化も、新入社員の定着も、私たちを取り巻く環境がどのように変化していくか想像することはとても大切になっていると感じました。すでに発想から違うことに気づかされます。労働分野も激変の時代です。時代の変化をよみ、これから必要とされるものをお客様に真っ先にご提供できるよう、変化し続けるチームでありたいと思います。

### 未来創造塾 「必見！マイナンバーの実務対応」

日時：2016年10月20日(木) 16:00-18:00

講師：特定社会保険労務士 滝瀬 仁志

場所：ハローワーク横浜 10F 横浜総合会議室

費用：5000円 定員：50名

主催：横浜総合事務所

共催：社会保険労務士法人エール 別紙申込書又は担当者まで



★18時～ 会場隣の MTG ルームでざっくばらんな異業種懇親会を開催！（自由参加です）参加費無料。軽食、お酒、ソフトドリンクをご用意しています。



# 年末調整を見据えてのマイナンバー対応



早いもので、今年も9月に入り、残すところ4カ月となりました。

年初から制度が開始したマイナンバーですが、いよいよ今年の年末調整業務から「税」の部分でも本格的に利用が開始されます。

そこで、年末調整業務の準備前にポイントを労務相談形式でご説明させていただきます。



**社労士:**すでに入退社時などにハローワークに提出する雇用保険手続きには、制度開始の28年1月からマイナンバーが必要です。また、年金事務所に提出する健康保険・厚生年金の手続きについては、雇用保険から1年遅れて、平成29年1月から手続き書類へ記載が必要となる予定です。



**担当者:**なるほど、同じ社会保険でも分野ごとに運用開始の時期が異なるんですね。弊社はすでにマイナンバーを集め終わっていますが、今年の年末調整とマイナンバーについても教えてください。



**社労士:**所得税は平成28年以降分の申告から必要となります。すでに収集をおえた企業も多いと思いますが、今年の年末調整時にどう書類を取り扱うか決める必要があります。



**担当者:**年末調整時、具体的にマイナンバーを記載する書類にはどのようなものがありますか。



**社労士:**従業員から提出してもらった「扶養控除等申告書」、そして会社が作成・提出する「源泉徴収票」「給与支払報告書」に新たに記載欄が設けられています。扶養控除等申告書については、扶養家族全員分の記載が必要になります。尚、従業員から同じく提出を受ける「保険料控除申告書」はマイナンバーの記載が不要となりました。



**担当者:**扶養控除等申告書は毎年提出してもらった書類ですよね。扶養親族は変更の可能性があるのですが、確認が必要なのはわかるのですが、マイナンバーは基本的に変更はないはずですよね。それでも毎年記載してもらった必要があるのですか？



**社労士:**原則としてはそうです。ただこれについては国税庁から公表があり、「平成29年1月以後」に係る扶養控除等申告書については、マイナンバー等を記載した一定の帳簿(※下記)を備えている場合には、記載を不要とすることが可能になりました。例えば既に提出を受けている平成28年分の扶養控除等申告書にマイナンバーが記載されており、それを保管・管理していれば、それが帳簿に該当します(それに基づき別途作成したデータでも可)。尚、そのような取扱いをする場合に、会社は記載を防止するために予め配布する申告書のマイナンバー欄に斜線を引くことも認められました。



**担当者:**本書類は全員分を7年間保管することが義務付けられていますよね。今回、マイナンバーが記載されたため、より厳重に保管しなければなりませんので、いろいろな書類にマイナンバーは記載したくないですから、負担軽減ができて良いですね。もう年末もそう遠くないですから、弊社も省略できる書類は、適切に省略できるよう、具体的な進め方を決めたいと思います。



**社労士:**年末調整書類に、マイナンバーの記載をさせない場合は、社員が誤って記載欄に記載しないよう案内しておきましょう。また、マイナンバーの収集がこれからという企業は、年末の繁忙期に管理がずさんにならないよう、余裕をもって収集を進めたいですね。

## ※次の事項が記載されたもの

- 1 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー(個人番号)
- 2 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
- 3 2の申告書の提出年月

# 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法 改正情報

平成29年1月1日から、介護や育児の両立を支援するため、育児・介護休業法が改正されます。

介護をしながら働く方、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなる改正ですが、企業としては就業規則等社内規定の改正や実務対応上のルール、制度の見直しが必要となります。

下表の改正内容を基に、今後の御社の対応についてご検討ください。

	規定	改正前	改正後
1	子の看護休暇(年5日)の取得単位の柔軟化	1日単位での取得 	1日単位の取得に加え、半日(所定労働時間の2分の1)単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者は1日単位のみ。 ※労使協定により、業務の性質等より半日単位での取得が困難な労働者を除外できる。また、所定労働時間の2分の1以外の「半日」とすることができる。(例:午前3時間など)
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和 	①当該事業主に引き続き1年以上雇用されていること ②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること ③子が2歳になるまでの間に労働契約が更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること ②子が1歳6か月になるまでの間に労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかである者を除く とし、取得要件を緩和する。
3	育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係である実子・養子	法律上の親子関係にある子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じた関係にある子についても、育児休業制度等の対象に追加する。
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の環境の整備	事業主による不利益取扱い(就業環境を害することを含む。)は禁止	左記に加え、 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置*を事業主に義務付ける。
5	介護休業(93日)の分割取得	原則1回に限り、93日まで取得可能	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする
6	介護休暇(年5日)の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位の取得を可能とする
7	介護のための所定労働時間の短縮措置等(選択的措置義務)	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする (補足)事業主は、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。(措置内容不変。利用の要件を緩和) ①所定労働時間の短縮措置(短時間勤務) ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度
8	介護のための所定外労働の免除(新設)	なし	介護終了までの期間について請求可能な権利として新設する (補足) ・労使協定により、勤続1年未満の労働者等は除外できる。 ・1回の請求につき1ヶ月～1年の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には事業主は請求を拒否できる。

☆ いずれも就業規則などの整備が必要となりますので、詳細などについて、気軽にお声かけください。

# 社会保険・雇用保険制度 改正情報

## 厚生年金等の資格取得基準の明確化

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得の取得基準が以下のとおり明確になります。

従来の取り扱い(旧)	平成28年10月1日以降の取り扱い(新)
1日または1週の所定労働時間、および1月の所定労働時間が常時雇用者のおおむね4分の3以上。 (この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合には被保険者となります。)	1週の所定労働時間、および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上

## 10月より始まるパートタイマーへの社会保険適用拡大

平成28年10月1日から、**特定適用事業所(\*)**に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。

**特定適用事業所(\*)**とは…同一事業主の適用事業所において、厚生年金被保険者数が**常時500人**を超える事業所。

### 【短時間労働者の要件】

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業(特定適用事業所)に勤めていること



自社が特定適用事業所に該当しない場合であっても、自社の従業員の健康保険の被扶養者となっている人が特定適用事業所に勤務しており、適用拡大の対象となることもありえます。そのような場合には、健康保険証を回収した上で、担当者までご連絡ください。

## 厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成28年10月1日から、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級が以下のとおり追加されます。

改正前				改正後			
標準報酬		報酬月額		標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満	等級	月額	円以上	円未満
				1	88,000		~ 93,000
1	98,000		~ 101,000	2	98,000	93,000	~ 101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000	3	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000	4	110,000	107,000	~ 114,000
30	620,000	605,000	~	31	620,000	605,000	~

# ストレスチェック制度について



平成 27 年 12 月 1 日から 50 人以上の事業場で実施が義務化されたストレスチェック制度について、対象となる企業におかれましては、すでに対応されていますでしょうか？

## ◆ストレスチェックの実施、報告は年に1度、定期的に

ストレスチェックは年1回、定期的実施しなければなりません。さらに、常時使用する労働者が50人以上の事業場では、ストレスチェック実施後の報告書の提出義務があり、今年については当該報告書を11月30日まで「事業場ごと」「管轄の労働基準監督署」に提出しなければなりません。

## ◆対象となる労働者の考え方にご注意ください

事業場として実施義務の有無を判断する「常時50人以上の労働者」については、常態として使用しているかどうかで判断します。これに対して、ストレスチェック受検対象となる労働者は、次の要件をいずれも満たす者となります。

- ①期間の定めのない契約もしくは契約期間が1年以上の者(更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む)であること
- ②週労働時間数が、当該事業において同種の業務に従事する通所の労働者の所定労働時間数の3/4以上であること

つまり、週1回しか出勤していないようなパートタイマー等については、ストレスチェックの受検対象にはなりませんが、事業場の50人のカウントには含める必要がある場合があります。

実施・報告書提出まで残り3カ月となりました。ご不明点等ございましたら、エール担当者までお気軽にご相談ください。

## 9月(10月)給与計算注意事項

この時期の給与計算は、社会保険料に注意が必要です!!

### 注意事項 1 標準報酬月額の見直し

今年の7月に提出した算定基礎届によって、9月から来年8月までの社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額が見直されます。9月分の社会保険料から新しい標準報酬月額が適用されますので、標準報酬月額の変更を行って下さい。

### 注意事項 2 厚生年金保険料率の変更

厚生年金保険の保険料は、平成28年9月分より下記のとおり変更となります。(一般の被保険者)

	変更前	変更後
被保険者負担分	8.914%	9.091%
会社負担分	8.914%	9.091%
合計	17.828%	18.182%

### 注意事項 3 変更の時期 \* 下記の時期から標準報酬月額の入れ替え・厚生年金保険料の変更を行って下さい。

- ◆社会保険料を当月控除している会社 : 9月支給分の給与計算時から
- ◆社会保険料を翌月控除している会社 : 10月支給分の給与計算時から

## 地域別最低賃金が改定されます

本誌 8 月号でもお知らせした地域別最低賃金が改定されます。

**神奈川 930円 (10月1日発効)**

**東京 932円 (10月1日発効)**

全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が、時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(昨年は18円)となります。大幅な引き上げとなりますので、最低賃金割れがないかをご確認ください。最高額(東京都932円)と最低額(宮崎県等2県714円)の比率は76.6%となります。

2016.8.3(水)YELL 顧問先様向け人事労務応援セミナー多数の皆さまのご参加、誠にありがとうございました。



採用のプロフェッショナル、アドバイザー中野尚範先生に最新情報と採用戦略について具体的なお話を頂きました。



代表鎌倉より最新助成金・給付金について、国の動向と申請事例をご案内させていただきました。



親会に中野先生にもご参加頂き、メンバーもいろいろ挨拶でき、楽しいひと時を過ごさせて頂きました。ありがとうございました。

## スタッフコラム



今月のコラムは  
遊佐が担当します



健康診断がだんだん近づくとも毎年、何か健康に良いことを始めるという習慣が付き始めて数年が立ちます。今年はスローな運動「ヨガ」の体験に行ってきました。今年はまず「ヨガとは」から始め、その時に「禅語」と出会いました。「禅語」とはその名のとおり禅のことば、禅宗の文献に記述された辞のことだそうです。その「禅語」の中で興味深い「四字熟語」をご紹介します。『<sup>そつたく</sup>啐啄同時』という言葉で、なかなか難解な言葉ですが簡単に説明すると「啐」とは鶏の卵が孵るときに卵の殻の内側から雛がつつく音をいい、「啄」とは母鶏が外から殻をつつき破ることをいう。そのタイミングが早くても遅くとも、雛は孵らず、内外から相呼応することによってのみ、雛は晴れてこの世に生を受けることができる。この絶妙なタイミングを『<sup>そつたく</sup>啐啄同時』といいます。この言葉から、親と子、上司と部下、先輩と後輩、年長者と若年者など世の中の対照的な関係に当てはまると感じました。雛がつつく音は小さく、親鶏はよく耳を澄ませていなければ雛の“生まれたい”という意図を感知できない。対人関係の中でも重要なことは『聴く』姿で、子供や、部下の話を傾聴する、それだけのことで相手の本当の気持ちや心理状態が分かり、そういう相手の気持ちにまず「共感」することによって、相手は分ってもらえたと感じる事ができ、心理的圧迫から解放され心を開いて共感ができる。そういう状況に至って初めて、親や上司の側からの「援助」という行為が成立するのではないかと思います。今年も受験生がいる我が家では早速実践しています。そして本当に進みたい進路を見つけられればと、小さな心の音も逃さないために『<sup>そつたく</sup>啐啄同時』という言葉を冷蔵後に貼ってあります。ちなみに今年も健康診断まで私の健康ブームは続いています。